

願いに生きる

鑑 学 清 水 谷 正 尊

古くから「念仏高田」と呼ばれてきたように、信行具足の念仏を重視するのが高田の宗風です。

けれども昔に比べると、念仏の声があまり聞かれなくなってきました。高田派講師であつた武内義範師が、その著『親鸞と現代』（一九七四年）に「電車のなかで念仏を称えるとか、あるいは喫茶店でコーヒーを注文してコーヒーを持って来たときに、南無阿弥陀仏といったらやはりおかしい、ちょっと具合が悪い」と述べられてから四十五年、今では電車の中など日常生活の中で念仏を聞くことはほとんどなくなってしまいました。

しかし、武内師が「むしろ世俗のただなかに、世俗的な行住座臥のうちで聖なるものを現実化するというのが法然と親鸞の念仏の精神であつた」と喝破されたように、本来は日常生活という世俗

のただ中で称えられてこそその念仏であつたはずです。

昔、賀古に教信沙弥という人がいました。妻子を持ち、人に雇われ貧しい暮らしをしながら、日常的に念仏を称えて生きていました。当時教信の往生を知った勝尾寺の勝如は「私の修行は教信の念仏に及ばない。念仏は自分だけではなく他の人々をも救うものであるから」と述べ、それから念仏に生きたと伝えられています。親鸞聖人もまた「われはこれ賀古の教信沙弥の定なり」と述べ、日常生活の中で念仏して生きた教信沙弥と同じであると語っています。

私もまた、そのように生きたいと思います。それを自力と批判される方もいらっしゃるかもしれませんが、それは当たらないでしょう。日常生活の中で念仏しようとしていない自分なので、すから。そのような私に、念仏申さんと思いたつ心が起こったならば、それは自力ではなく、如来が起こさせたもうところの他力といえましょう。一人一人が日常生活の中で念仏を称え、その念仏がまわりの人々に届いていくことこそが、阿弥陀仏の願いなのです。願いに生きたいものです。

宗 達

宗 達 第一一三〇号

法主殿来る令和元年十月四日真宗高田派専修寺北海道別院報恩講に御親修御親教相成る

令和元年六月二十九日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一三一号

法主殿来る令和元年十一月二十日午後一時三十分より真宗高田派専修寺福井別院報恩講に御親修御親教相成る

令和元年六月三十日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一三二号

法主殿来る令和元年九月二十三日讃佛会に御親教相成る

令和元年七月二日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一三三号

法主殿来る令和元年十二月十六日午後一時より真宗高田派専修寺神戸別院報恩講に御親修御親教相成る

令和元年七月十日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一三四号

真宗高田派宗制七十九条第二項により令和元年九月二十五日第一六七宗議會を召集せらる

令和元年七月二十三日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 告

宗 告 第一〇七一号

来る令和元年九月二十日より同二十六日まで讃佛会執行相成る
令和元年七月一日

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠
総 務 中 僧 都 藤 谷 知 良
総 務 中 僧 都 真 置 徳

宗 告 第一〇七二号

来る令和元年十月一日より同三日まで資堂講法会執行相成る
令和元年七月一日

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠
総 務 中 僧 都 藤 谷 知 良
総 務 中 僧 都 真 置 徳

宗 告 第一〇七三号

来る令和元年十一月三日より同四日まで納骨堂法会執行相成る

一、日 時 三日、四日

納骨堂 午前十時三十分

御影堂 午前十一時（洪鐘撞止）

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和元年七月一日

宗 告 第一〇七四号

来る令和元年十一月五日より同十日まで秋法会執行相成る

一、新加入法会 五日、六日、七日

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和元年七月一日

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠
総 務 中 僧 都 藤 谷 知 良 徳
総 務 中 僧 都 真 置 和 徳

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠
総 務 中 僧 都 藤 谷 知 良 徳
総 務 中 僧 都 真 置 和 徳

宗 告 第一〇七五号

左記の通り第五世定専上人六百五十年忌法会

第十三世堯真人四百年忌法会執行相成る

一、日時	令和元年十月二十五日逮夜より同二十七日 日中まで
逮夜	二十五日 午後十二時三十分（洪鐘撞止）
晨朝	二十六日 午前七時 （同）
日中兼逮夜	午前十一時三十分（同）
晨朝	二十七日 午前七時 （同）
御参廟	午前九時 （洪鐘九吼）
日中	午前十一時三十分（洪鐘撞止）
一、参勤者	一般寺院
一、衣体	色衣・紋章五条袈裟・差袴着用

令和元年七月十六日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	眞置和徳

宗 告 第一〇七六号

お裏方来る令和二年一月二十七日午後一時三十分より真宗高田派専修寺神戸別院婦人会物故者追弔会に御親
示相成る

令和元年七月十日

宗務総長	大僧都	増田	修誠
総務	中僧都	藤谷	知良
総務	中僧都	真置	和徳

任 免

令和元年七月十七日

第百六十七宗議会宗務委員を命ずる

監正局長

佐藤 唯信

令和元年七月十六日

高田学苑長

高臣 亮雄

依請解其職

神戸別院評議員

藤井 哲也

高田保育園園

栗真 恵光

高田幼稚園園

佐藤 弘道

神戸別院評議員を命ずる

光明寺住職

磐城 直嗣

光寿園園長

藤井 智雄

慈光院院長

高林 光暁

高田会館支配人

磯谷 優

第百六十七宗議會説明委員を命ずる

庶務部長

多賀 孝顕

教学課長

栗廼 隆興

財務課長

本堂 千晃

共済会事務局

梅林 清香

顧問会計士

山中 利之

第百六十七宗議會書記を命ずる

録 事

村上 英俊

録事心得

塩崎 慶脩

組長交代

令和元年六月十七日

依請解其職

三重第十五組組長

長岡 直文

令和元年六月十八日

三重第十五組組長を命ずる

西圓寺住職

加藤 正信

令和元年七月十五日

依請解其職

三重第二十五組南部組長

三栗家篤証

令和元年七月十七日

三重第二十五組南部組長を命ずる

唯信寺住職

山中 真諭

令和元年八月一日

依請解其職

福島組組長

宇都宮教信

福島組組長を命ずる

自源寺住職

斎藤 源竜

住職拝命

令和元年七月二十七日

福島県南相馬市原町区橋本町

泰澄寺衆徒

武田 敬之

補 泰澄寺住職・任 泰澄寺代表役員

三重県津市雲出長常町

光徳寺衆徒

長井 一哉

補 光徳寺住職・任 光徳寺代表役員

住職代務者

令和元年六月十七日

三重県亀山市関町木崎

浄安寺住職 松山 深令

三重県亀山市関町新所

補 誓正寺住職代務者・任 誓正寺代表役員代務者

得 度

令和元年七月二十七日

三重県津市大谷町

慈照院 妙彩 准上座三等 彰見寺衆徒 大川 彩寧

三重県津市高茶屋

法香院 妙恵 院家首席一等 延命寺衆徒 藤田 理恵

三重県津市高茶屋

文華院 沙羅 院家首席一等 延命寺衆徒 藤田 沙羅

三重県津市高茶屋

永香院 妙華 院家首席一等 延命寺衆徒 藤田 華奈

東京都品川区戸越

演秀院 絵里 院家一等 覚證寺衆徒 佐藤絵里子

三重県津市栗真小川町

清蓮院 妙佳 院家一等 善行寺衆徒 栗真佳代子

東京都府中市多磨町

純久院 龍隆 院家一等 永福寺衆徒 栗山龍太郎

三重県津市久居野村町

浄香院 妙衣 院家一等 浄徳寺衆徒 佐藤香衣記

三重県津市栗真小川町

白嶺院 妙照 院家一等 善行寺衆徒 栗真あまね

大阪府大阪市中央区久宝寺町

高樹院 義悠 院家二等 聖賢寺衆徒 島 悠里

大阪府大阪市中央区内久宝寺町

瑞香院 妙恵 院家二等 聖賢寺衆徒 島 瑞穂

三重県松阪市嬉野新屋庄町
普賢院 良学 院家二等

称名寺衆徒 林 良太

三重県津市白山町川口

寶香院 真慶 院家二等

寶田寺衆徒 久世 真慶

三重県津市森町

寶願院 卓也 老分二等

照安寺衆徒 桑山 卓也

愛知県名古屋南区星崎

樂華院 誉佳 老分二等

常德寺衆徒 荒川誉佳子

三重県津市一志町高野

寶蓮院 妙祐 老分二等

光臺寺衆徒 高野 美祐

三重県鈴鹿市神戸

心歓院 春香 中老一等

称名寺衆徒 北畠 小春

福井県福井市南菅生町

願光院 源了 大衆分

珠光寺衆徒 鳴海 源了

転属

令和元年七月十二日

北海道帯広市大正本町 誠満寺衆徒に転属を許可する

浄土真宗本願寺派養福寺衆徒 和田 秀山

令和元年七月二十三日

真宗大谷派真廣寺衆徒に転属を許可する

大阪府大阪市西成区太子 浄福寺衆徒 松浦颯一郎

布教任命

七月御影堂常在説教（晨朝）

七・一 権中僧都 藤田 正知

七・二 権大僧都 戸田 栄信

七・三、四 権中僧都 田中 明誠

七・五 権中僧都 里榮 秀教

七・六 中僧都 佐藤 弘道

七・七	大僧都	上田	隆順	七・三〇	少僧都	山中	真諭
七・八	權少僧都	真置	信海	七・三一	律師	古芝	智泉
七・九	律師	隆	妙灑	七月御影堂常在説教			
七・一〇	權中僧都	中村	宜成				
七・一一	中僧都	青木	義成		大律師	北畠	大道
七・一二	權少僧都	真置	信海		大律師	北畠	大道
七・一三	權中僧都	生桑	崇等		權中僧都	村上	英俊
七・一四	大律師	高島	光憲	七・一〇	中僧都	青木	義成
七・一五	大律師	塩崎	慶脩	七・一五	權少僧都	高藤	英光
七・一六	權中僧都	鷺山	了悟	七・一六	權少僧都	高藤	英光
七・一七	少僧都	山中	真諭	歡喜會説教			
七・一八	少僧都	岡	知道				
七・一九	律師	北畠	心淳		權中僧都	鷺山	了悟
七・二〇	律師	田中	唯聰	八・一四	大僧都	増田	修誠
七・二一	中僧都	戸田	惠信	八・一五	律師	隆	妙灑
七・二二	少僧都	上田	英典	晨朝	中僧都	藤谷	知良
七・二三	權中僧都	中村	宜成	八・一六	權少僧都	真置	信海
七・二四、二五	權大僧都	浦井	宗司	晨朝	中僧都	真置	和徳
七・二六	權中僧都	安藤	章仁	八月御影堂常在説教（晨朝）			
七・二七	權中僧都	栗廼	隆興		權中僧都	里榮	秀教
七・二八	律師	隆	妙灑		權中僧都	藤田	正知
七・二九	律師	水沼	碧水	八・二			

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。
令和元年

六・五 大阪府大阪市西成区太子

浄福寺前住職 松浦 顕了

贈 大律師

六・十二 三重県鈴鹿市竹野

正運寺前住職 三輪 文雄

贈 権中僧都

七・一 三重県鈴鹿市若松中

見潮寺前住職 西居 了心

贈 大僧都

七・十四 三重県津市白塚町

長安寺前坊守 覚井 紀子



第九十二回 仏教文化講座 報告

本年も昨年同様、格別の酷暑の中、法主殿・前門様・御裏方様・大御裏方様のご臨席を仰ぎ、多くの聴講の皆様を迎えて、第九十三回 仏教文化講座が開催された。

講師の先生方と講題、講義の概要は次のとおりであった。

● 第一日 法主殿御親講

『往生講式』再考

七年前の平成二十四年、第八十六回仏教文化講座で、「講式の系譜」と題して御親講いただいたが、今回は永観の著した『往生講式』を、専修寺所蔵本と他に伝わる書写本と比較・校合しながら講読していただいた。

専修寺本の特色として、一般的な『往生講式』の冒頭にある、往生講を始めるに際しての設えについての記事が養福寺本と共でない。それは「惣礼」の一語に総括して省略されたのではないかと

いうことであった。次に「表白」の講読をとおして、「表白」は『報恩講式』とそっくりであり、『報恩講式』が『往生講式』をそのまま模倣したものであること、第一門（『報恩講式』では第一段）では、菩提心さえ発せば、浄土往生は決して難しいものではなく、名利を投げ捨てて弥陀が建立された第十九願に帰し、堅固な道心をもって極楽往生の道を歩むべきであること、第四門では、第十八願を引用して、称名念仏による往生を説き、他にこのような優れた願を発した仏はいないとして、阿弥陀仏の優位性を力説している。

『往生講式』に見られる永観の念仏思想は、源信に代表される観想念仏から一歩踏み出したもので、第四門に「速やかに万事を抛って一心に称念すべし」とあるように、弥陀の本願による称名念仏を提唱した点に大きな意味を見出すことができる。親鸞聖人が永観の思想に言及されることはないが、聖人より以前に「絶対他力」「弥陀一仏」の思想に通底する思想が示されていた事実は重大であり、留意すべきであろうとのことであった。

●第二日 花園大学教授 佐々木 閑 先生

「現代社会で生きるためのブッダの教え」

京都大学で仏教学を学ぶにあたって恩師を訪ねたとき、恩師は「八カ国語を学ばないと仏教学を修められない」と言われたということを導入とし、その一々であるパーリ語とサンスクリット語の仏典がどのような背景から作成され、伝播したかについておもしろく、詳しくお話しいただいた。

釈尊の仏教は、陸路としてはインドからの唯一の出口であるガンダーラ地方に伝わり、またそこでは大乘仏教も興起して、上座部と大乘が混交して、約二千年前、シルクロードを通して中国に伝わり、漢訳された。それらはすべて釈尊によって説かれた教えにとらえられ、さまざまにランク付けされて、どの仏典を重視するかによって宗派が生まれたとのことであった。

人間にしかない心のはたらきは、自分の死を確信することであり、本来的に絶望的な生きものである。老・病・死が苦であるのは、若さが奪われ、健康が奪われ、生が奪われ、これらが避けられない

いからである。これらを自分のものにしておきたいという欲望を打ち砕き、欲望をもたなくなるこ

とが唯一の安楽の道であり、欲望の消滅が幸せだと説く教えが仏教である。

釈尊はたよるものがないから自ら欲望を消滅する道を歩まれた。それは自力の道であるが、たよるものがあり、他力にまかせることによって実現することができれば、それも仏教である。欲望の延長線上で、死んでも死なないゴールの世界としての極楽を求めるなら、それは仏教ではなく、そんな世界は『無量寿経』にも説かれていない。仏と出会って人を救う誓いを立て、仏となって人を救うために極楽に行くのである。この意味において、浄土教はまさに釈尊の教えであると言える、とのことであった。

●第三日 大谷大学教授 井上 尚実 先生

「親鸞聖人晩年の思想」

親鸞聖人の晩年の思想は、お手紙で繰り返し説かれた「現生正定聚」であるとし、この思想がも

つ意義を明らかにされるときにも、この思想は釈尊の教えの根本にさかのぼるものであり、その釈尊の教えが大乗として展開した到達点が「現生正定聚」であることを、諸資料に基づいて明らかにされた。

初期仏教における、「ソータア・パンナ（須陀洹・預流・入流）」は、在家の教えの中に説かれる、だれにも開かれた目覚めのあり方を示すものであり、それが聖人においては「現生正定聚」として結実している。重要なのは、自分一人の目覚め、救いを求めるのではなく、衆生を慈しむこと、それぞれのいのちが、生きとし生けるものの一体性のなかにあることに目覚めることによってはじめて涅槃にいたるのであることを知ることである。

『正像末法和讃』には、真実信心の人は正定聚に住する人であり、その人は弥勒に同じであるとされる。また『御消息』にも、正定聚の位はつまり等正覚の位で、この位は弥勒と同じであって、心は如来と等しい位であるとされている。『正像

末法和讃』の草稿本の第四首には、「南无阿弥陀仏を称えんと、弥陀の功德が海水のように満ち満ちる。いま、わが身にその功德を得たのだから、それをすべての迷いの衆生に分ち与えよう」と説かれているように、本願を信じて念仏する人が「弥勒に同じ」「如来と等しい」と言われるのは、信心の人が慈悲実践の人だからである。

聖人が晩年に「現生正定聚」を繰り返し説かれたのは、この位が大慈悲実践の位であるという点において、まさに「大乘の至極」であるからであるとのことであった。

●第四日 京大学名誉教授 藤田 正勝 先生

「西田幾多郎の「宗教」についての理解」

まず、西田幾多郎の学びの足跡を紹介することを通して、西田哲学が誕生してくるいきさつについて説明された。

西田哲学はキリスト教の影響もあるが、幼少の頃の母の深い真宗信仰と、臨済禅の体験が、その構築に大きな影響を与えた。西田は宗教を哲学の

終結であると考え、「宗教は己の生命を離れて存するのではない、その要求は生命そのものの要求である」「宗教的意識というのは、我々の生命の根本的事実として、学問・道徳の基でもなければならぬ。宗教心というのは、特殊な人がいたる、特殊な心理状態、つまり神秘的直感の如きものではなく、すべての人の心に潜む、自己の変換、生命の革新を求める、「人心の最深最大なる要求である」とする。

その宗教心に気づくのは、我々が「自己の根柢に、深き自己矛盾を意識したとき、即ち、「永遠の死」を自覚したときである。この「永遠の死」は、自己が絶対無限（絶対者）に対し、絶対否定に面することによって知るといふ。法然・親鸞における「愚者」「愚禿」の自覚は、「自我を殺し尽くす」ところから生まれる自覚である。「自己の永遠の死」、つまり「自己の無」を自覚するとき、自己の存在を支えている、自己を超えたものに出席する。その自己を超えたものとは、単なる他者ではなく、真の自己自身であり、自己を超えたもの

でありつつ、自己の根柢にあるものである。自己がどこまでも矛盾的自己同一的に真の自己自身を見出すところに宗教的信仰が成立すると西田は言う。

自己を超えたものとの逆対応的な関係を通して開かれてくる自己のあり方を西田は「平常底」と言う。それは、「自己の根源に対して自己自身を投げ出す、自己自身を棄てる」ことを通して実現される、心の自在のありようであると西田は言っているとのことであった。

最後に、西田は、仏教はどこまでも出離的であって、現実のものの世界をかえりみないと批判していることを紹介して、講義を閉じられた。

●第五日 高田高等学校教諭・高田短期大学仏教教育研究センター研究員 藤田 正知 先生
「仏教と真宗の教え―仏教教育の実践と課題について―」

ICTの予想を超える発展など、めまぐるしく変化を続け、今後の方向性は混沌として行き先が

見えない現代社会において、仏教教育はどうあるべきか。現在行っている高田中・高等学校での仏教教育の実際と、その課題についてお話ししたい。

これまでの教育は、記憶力、暗記力を中心とした知識や技能を重視し、その習得のために画一教育や一斉授業を実施してきた。しかし、それは主体性、能動性、個性や創造性の涵養にはつながらないとし、最近は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を学力の三要素として、課題発見・解決能力を涵養する主体的・能動的な学びが重視されてきている。そんな中、宗派教育・宗教的情操教育・宗教知識教育の要素をもつ学校の宗教教育は如何にあるべきかを、校訓に基づく教育、教科としての教育、行事とおしての教育等から、現在の実践状況と、その結果得られた学習成果の実例を報告されるとともに、仏教教育の課題について提言された。

本年も、それぞれ異なった分野の先生のお話し

を聞くことができ、それぞれの分野の知見を深めるとともに、視野を広めることのできた五日間であった。

(仏教文化講座主監 栗原 廣海)

第三十九回

住職補任研修会実施

のお知らせ

標記の件につきまして、住職・住職代務者・副住職規程(宗規第十七号)により、住職補任研修を受講することが、住職及び副住職補任申請の必須条件です。

住職及び副住職を拜命予定の皆様は、早めに受講いただきますようご案内いたします。

なお、教師資格を取得された方が対象となります。

研修予定日

令和元年

十月八日(火) 十二時頃～(泊)

九日(水) ～十二時十五分頃、解散予定

宗門のお知らせ

研修内容

- ・ 真宗教義と高田派の歴史
- ・ 住職道、布教道
- ・ 宗教法人法
- ・ 寺院規則
- ・ 声 明
- ・ 法式作法
- ・ 現状と課題

申込み方法

指定の申込書を令和元年九月三十日までに

本山宗務院教学課宛に郵送、

FAX (〇五九―二三二―一四一四)

メール (kyo-gaku@senjuji.or.jp) にしお申し込み下さい。

定員三十名になり次第受付終了といたします。

研修費用 一五,〇〇〇円

受講日の当日、受付へお持ち下さい。

研修日の宿泊については宗務院で予約いたします。

詳細につきましては宗務院教学課までお問い合わせ下さい。

(TEL 〇五九―二三二―四一七一)

令和元年度

教学院研究発表大会のお知らせ

開催日時 十月三十一日(木)午前十時より

発表者 一、第一部会 中村 宜成

二、第二部会 浦井 宗司

三、第三部会 岡 知道

四、第四部会 佐波 真教

特別講演 十三時半～

講 題 教誨師ををふりかえって
講 師 鈴木紀生 浄福寺住職 前教学総務

宗門のお知らせ

本山行事予定

(九月・十月)

九月五日

法話発表会

九月二十日～二十六日

讃佛会

九月二十八日

重要文化財《専修寺聖教》

美術工芸品保存修理活用

事業講演会

資堂講法会

第三十九回

住職補任研修会

十月一日～三日

教学院研究発表大会

十月八、九日

下付金のお知らせ

平成二十五年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和元年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五か年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

真宗高田派共済会のご案内

● 全寺院対象の共済制度 ●

真宗高田派共済会運営規程による給付金制度

○災害見舞金制度

- ・ 本堂全焼及び全壊 100万円
- ・ 本堂半焼及び半壊 60万円
- ・ 庫裏全焼及び全壊 60万円

※災害を証明する書類等が必要です

○祝金制度

- ・ 本堂新築及び改築 60万円
 - ・ 本堂を除く境内建物の新築及び改築 10万円
- ※高田派代表役員の新築・改築承認書と工事契約書の写しが必要です。尚、工事費が壺千万円以上の場合となります。

○住職死亡の場合

在任期間により給付金が異なります

- ・ 住職在任 40年以上 50万円
- ・ 住職在任 30年以上40年未満 40万円
- ・ 住職在任 20年以上30年未満 30万円
- ・ 住職在任 10年以上20年未満 20万円
- ・ 住職在任 10年未満 10万円

○住職退職の場合

上記死亡の場合を適用する

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

〒514-0114

三重県津市一身田町2819番地

真宗高田派宗務院内

真宗高田派共済会

電話 059-232-4171

FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋



令和元年八月二十五日印刷
令和元年八月二十五日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三二一四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇一五一九四番

三重県津市一身田町七六五番地
印刷所 相和印刷所

電話（〇五九）二三二一〇七〇